

令和5年2月21日 開 会

令和5年2月21日 閉 会

# 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

令和5年2月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	2月21日(火)	<p>開 会</p> <p>会期決定 2月21日(1日間)</p> <p>会議録署名議員指名</p> <p>経過報告</p> <p>議案審議</p> <p>議案第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第2号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第3号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第4号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

2月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和5年2月21日提出]

議案第1号	鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任	[同意]
議案第2号	鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例	[可決]
議案第3号	鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例	[可決]
議案第4号	鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例	[可決]
議案第5号	鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例	[可決]
議案第6号	令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第2号)	[可決]
議案第7号	令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算	[可決]

[令和5年2月21日議決]

2 経過報告

経過報告(管理者)

令和5年2月定例会

1 出席議員氏名

議長 松隈清之

森山林	久保山日出男	中村直人	飛松妙子
伊藤克也	大川隆城	吉富隆	岡廣明
平野達矢	牟田秀文	岡友清	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者 岡毅	副管理者 橋本康志
副管理者 武廣勇平	事務局長 平野健一
総務課長 熊田吉孝	管理係長 丸山勉
総務課参事 弓嘉雄	総務係長 江崎由起子
専門幹 井上弘孝	

4 議会事務局職員氏名

事務局長 平野健一	総務課長 熊田吉孝
管理係長 丸山勉	総務課参事 弓嘉雄
総務係長 江崎由起子	専門幹 井上弘孝

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 経過報告
- 日程第4 提案理由の説明 議案第1号～議案第7号
- 日程第5 議案第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第6 議案第2号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例  
(質疑、討論、採決)
- 日程第7 議案第3号 鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例  
(質疑、討論、採決)
- 日程第8 議案第4号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例  
(質疑、討論、採決)

日程第9 議案第5号 鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する  
条例

(質疑、討論、採決)

日程第10 議案第6号 令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第2号)

(質疑、討論、採決)

日程第11 議案第7号 令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算

(質疑、討論、採決)

## 開会

午後1時30分

## 開議

### 松隈清之議長

皆さま、こんにちは。本日は、組合議会定例会の開催にあたり、ご出席していただきまして、まことにありがとうございます。本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第1号におきまして、本組合議会の2月定例会が招集されました。

ただ今の出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

議事に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。上峰町議会議員大川隆城議員、上峰町議会議員の吉富隆議員です。お二人に心からお祝いを申し上げます。それでは、ただ今紹介いたしました各議員の方からご挨拶をお受けしたいと思います。まず、大川隆城議員からお願いします。

### 大川隆城議員

皆さん、こんにちは。このたび皆様方と一緒にさせていただくことになりました、上峰町議会大川隆城でございます。どうぞよろしく願いいたします。

### 松隈清之議長

ありがとうございました。次に、吉富隆議員お願いいたします。

### 吉富隆議員

改めて、こんにちは。このたび皆さんと一緒に環境組合に尽力させていただくと思いますので、よろしく願いいたします。

### 松隈清之議長

ありがとうございました。以上で、新しく組合議員になられた方のご紹介を終わります。

それでは、本日の会議を開きます。



## 日程第 1 会期決定

### 松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。



## 日程第 2 会議録署名議員の指名

### 松隈清之議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 94 条の規定により、議長において飛松妙子議員、大川隆城議員を指名いたします。



## 日程第 3 経過報告

### 松隈清之議長

日程第 3、経過報告につきましては、事前に配布いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。



## 日程第 4 提案理由の説明

### 松隈清之議長

日程第 4、提案理由の説明を求めます。岡管理者。

### 岡毅管理者

皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。議員各位におかれましては、日ごろからご支援、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。また、1 月の上峰町議会議員の議会の改選によりまして、新しく組合議員に就任されました上峰町議会大川議長様、吉富議員様に対しまして、心からお喜びを申し上げますとともに、本組合の運営につきまして、よろし

くご指導いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。提案しております議案は、議案第1号から第7号までの7件でございます。順にご説明いたします。

まず、議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」これについては、監査委員の2名のうち1名が欠員となっておりますので、その選任について組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例」につきましては、本組合の保有する公文書の公開に関し、必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例」につきましては、本組合における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図るために、審査会を設置するための条例を制定するものでございます。

次に、議案第5号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例」につきましては、基金の用途を拡大するために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号「令和4年度一般会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ、9,148万8,000円増額し、予算総額をそれぞれ、16億651万9,000円とするものでございます。

最後に、議案第7号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」については、歳入歳出をそれぞれ13億7,399万5,000円とするもので、前年度に比べ1億1,130万5,000円の減となっております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

#### **松隈清之議長**

ありがとうございました。



### **日程第5 議案第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について**

#### **松隈清之議長**

日程第5、議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、大川隆城議員の除斥を求めます。

〔大川隆城議員退席〕

議案の説明を求めます。岡管理者。

#### **岡毅管理者**

ただ今、議題となりました議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」の

議案の説明を申し上げます。

監査委員に1名の欠員が生じたので、後任として、大川隆城議員を選任したく、組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### **松隈清之議長**

ありがとうございました。本案は、組合同規約第12条第2項の規定により、監査委員の選任の同意を求められております。

本案は、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第1号について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

大川隆城議員の除斥を解きます。

〔大川隆城議員着席〕

監査委員に選任されました大川隆城議員からご挨拶をお願いいたします。

#### **大川隆城議員**

ただ今、皆さま方のご理解を賜りまして、監査委員に選任していただきました上峰の大川隆城でございます。今後につきましては、誠心誠意、監査委員としての職務を遂行してまいりたいと思います。どうぞ、皆さま方のご指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### **松隈清之議長**

ありがとうございました。よろしく申し上げます。



**日程第6 議案第2号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例**

**日程第7 議案第3号 鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例**

**日程第8 議案第4号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例**

#### **松隈清之議長**

お諮りいたします。

日程第6、議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例」、日程第7、議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」及び日程第8、議案第4号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例」は、関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例」、議案第

3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」及び議案第4号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の3議案は、一括して議題とすることに決しました。

それでは、議案第2号、議案第3号及び議案第4号を一括して、説明を求めます。 平野事務局長。

### **平野健一事務局長**

ただ今、議題となりました3議案について順にご説明をいたします。

まず、議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例」につきましては、公開請求の手続き、情報公開及び非情報公開、部分公開及び公開実施の方法、手数料、開示決定の期限、開示・訂正・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは、利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に対する答申内容等について規定するもので、本組合が保有する公文書の公開に関し、必要な事項を定めるために制定するものでございます。次の3ページから10ページまでが、制定する本条例案でございます。

次に、議案書の11ページをお願いいたします。議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」につきましては、開示請求に係る手数料、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続き並びに審査請求の手続きに関する事項及び地方公共団体等に置く審議会等への諮問について規制しており、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例で定めることが認められている事項について規定するために制定するものでございます。次の12ページから13ページは、制定する本条例案でございます。

次に、議案書の14ページをお願いいたします。議案第4号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例」につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会の組織、委員、調査権限及び手続き等について規定したもので、鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例に基づく情報公開制度及び個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するために制定するものでございます。次の15ページから18ページまでが、制定する本条例案でございます。

以上で、3議案のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

### **松隈清之議長**

ただ今、一括議題といたしました3議案についての説明を受けました。これより、日程第6議案第2号、日程第7議案第3号及び日程第8議案第4号を一括して質疑を行います。なお、質疑がある議員は、当該議案の議案番号を述べられた後に質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

以上、3議案は討論を省略して直ちに採決を行います。採決については、各議案ごとに行います。

議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例」について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開条例」は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第4号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例」について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例」は、原案のとおり決しました。



## 日程第9 議案第5号 鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例

### 松隈清之議長

日程第9、議案第5号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

### 平野健一事務局長

ただ今、議題となりました議案第5号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。改正の内容につきましては、この基金の用途については、「当組合処理施設の大規模な維持補修に充てるとき」とされていたものを、「当組合処理施設の整備及び経済事情等の著しい変動等による当組合運営のための財源が不足する時にその財源に充てるとき」とするものでございます。

提案理由といたしまして、鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金の用途を拡大するため、この案を提出するものでございます。次の20ページは条例の新旧対照表でございます。

以上で、議案第5号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

### 松隈清之議長

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 5 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。議案第 5 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設整備基金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決しました。



## 日程第 10 議案第 6 号 令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合 一般会計補正予算（第 2 号）

### 松隈清之議長

日程第 10、議案第 6 号「令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

### 平野健一事務局長

ただ今、議題となりました議案第 6 号「令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明いたします。別冊になっております一般会計補正予算書（第 2 号）をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 9,148 万 8,000 円を増額し、総額をそれぞれ 16 億 651 万 9,000 円とするものでございます。

内容についてご説明をいたします。5 ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。

まず、款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 負担金の補正額 123 万円につきましては、精算に伴う追加負担金ということで、上峰町にお願いするものでございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 1 衛生手数料の補正額 1,360 万 1,000 円につきましては、事業所ごみの増に伴う溶融資源化センターのごみ処理手数料の増額分でございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金の補正額、10 万 7,000 円につきましては、施設整備基金及び施設解体基金に係る預金利子でございます。

次に款 4 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 施設整備基金繰入金の補正額 4,999 万 9,000 円につきましては、溶融運転管理委託料の増に対応するための施設整備基金繰入金でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。款 6 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入の補正額 2,655 万 1,000 円につきましては、説明欄にてご説明いたします。

まず、溶融飛灰処理費補償金 12 万 9,000 円の減額につきましては、溶融飛灰の発生量の減に伴うものでございます。次の有価資源物売払金の 1,578 万 2,000 円につきましては、主に有価資源物のうち金属類と古紙類の売払い単価の上昇に伴う増加分でございます。次の再利用品売払金の 27 万 7,000 円につきましては、リサイクルプラザへ持ち込まれたごみのうち、まだ使えそうな物を毎月「もったいなか市」等で販売しておりますが、その売払い金でございます。次の再商品化合理化拠出金の 1,055 万 8,000

円につきましては、日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で、主にペットボトル分でございます。次のリサイクルプラザ部品処理費の6万3,000円につきましては、リサイクルプラザの機材の取替部品のスクラップ買取に伴う収入でございます。

続きまして、7ページの歳出についてご説明いたします。まず、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正額478万4,000円につきましては、説明欄にてご説明いたします。節18負担金補助及び交付金の380万円の減額につきましては、派遣職員1名の人事に伴う派遣職員負担金の減額分でございます。次の節22償還金利子及び割引料の847万6,000円につきましては、令和3年度の組合負担金の精算金をそれぞれの市町にお返しするものでございます。次の節24積立金の10万8,000円につきましては、施設整備基金及び施設解体基金の預入れ利息分を積み立てたものでございます。

次に、款3衛生費、項1清掃費、目1溶融施設運営費、節12委託料の1億1,043万6,000円の内訳でございますが、まず施設運転管理業務委託料の1億1,360万8,000円を増額補正しております増額要因についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、別冊になっております議案説明資料の9ページをお願いいたします。令和4年度溶融施設委託費補正でございますが、溶融施設の運転管理・維持補修の経費につきましては、平成21年3月の覚書をベースとした固定経費と、その後の物価変動に伴う経費を毎年確認しまして、その年度の確定額として支払いをしているところでございます。この表で説明しますと、まず、一番上の1維持補修費、こちらの見込み額が2億5,023万3,000円につきましては、当初予算よりも967万9,000円の増額でございますが、これにつきましては、日銀が公表する企業物価指数を基に算定されたものでございます。

次に、中ほどの2の人件費3億809万円。こちら910万円の増でございますが、これは毎年度の労務単価で算定をされたものでございます。

次に3の用役費4億2,595万2,000円。こちらは8,450万1,000円と過去最高の増となっておりますが、これは用役の購入価格の変動で算定をされまして、主に電気料金とプロパンガスの価格高騰によるものでございます。備考欄に記載をしておりますが、1トン当たりのごみ処理単価といたしまして、当初の1万347円から1万3,311円と2,964円の増となっておりますところでございます。これら1から3までと消費税の増額の合計が今回の補正額1億1,360万8,000円ということでございます。なお、次の10ページに委託費の計算方法を記載しております。次の11ページのほうには溶融施設の用役単価の推移を記載しておりますので、後ほどご確認のほどお願いしたいと思います。

それでは、予算書に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。節12委託料の2番目の飛灰運搬処理業務委託料の217万2,000円の減額につきましては、溶融飛灰の発生量の減に伴うものでございます。次の節12委託料の3番目の環境測定等委託料の100万円の減額につきましては、入札減に伴うものでございます。

次に、目2リサイクルプラザ（処理棟）運営費、節10需用費の600万円の増額につきましては、リサイクルプラザ処理棟内で使用します電気料金の増に伴うものでございます。

最後に、款4予備費につきましては、2,973万2,000円を減額し、751万5,000円としたところでございます。

以上で、議案第6号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

げます。以上でございます。

### 松隈清之議長

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決しました。



## 日程第11 議案第7号 令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算

### 松隈清之議長

日程第11、議案第7号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

### 平野健一事務局長

ただ今、議題となりました議案第7号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」についてご説明をいたします。別冊になっております「令和5年度一般会計予算書」をお願いいたします。

1枚開いていただきまして、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算総額をそれぞれ13億7,399万5,000円とするものでございます。内容についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金につきましては、11億1,834万1,000円をそれぞれ構成市町の1市2町をお願いをしているところでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料につきましては、コロナの状況がまだ先行きが見通せないということで、1,000円の頭出しをお願いしているところでございます。その下の項2手数料、目1衛生手数料1億6,857万4,000円につきましては、溶融資源化センター分のごみ処理手数料1億4,088万8,000円と、リサイクルプラザ分のごみ処理手数料2,768万6,000円を計上しているところでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金につきましては、焼却施設解体に伴う国からの循環型社会形成推進交付金ということで、交付対象事業費、このあと歳出のほうで説明をいたしますが、解体工事設計等業務委託料1,100万円の3分の1の額366万6,000円を計上しているところ

ろでございます。

続きまして、8 ページになります。款 4 財産収入、項 1 財産運用収入のうち、目 1 財産貸付収入の 31 万 5,000 円につきましては、土地の貸付収入を計上しているところでございます。その下の目 2 利子及び配当金の 2,000 円につきましては、施設整備基金の利子及び施設解体基金の利子として、それぞれ 1,000 円の頭出しをお願いしているところでございます。

次の、款 5 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 施設整備基金繰入金、それに款 6 繰越金につきましても、1,000 円の頭出しをお願いしているところでございます。

次に、款 7 諸収入のうち款 1 組合預金利子、目 1 組合預金利子につきましても、1,000 円の頭出しをお願いしているところでございます。

続きまして、9 ページになりますが、項 2 雑入、目 1 雑入につきましては、8,309 万 3,000 円を計上しているところでございます。右の説明欄に内訳を記載しておりますが、主な内容についてご説明いたします。中ほどの溶融飛灰処理費補償金 3,491 万 7,000 円につきましては、溶融飛灰処理費用をプラントメーカーが補償するものでございます。その下のメタル・スラグの売払金 132 万円につきましては、溶融施設から発生する資源化物の売払金でございます。その下の有価資源物売払金 3,969 万 3,000 円につきましては、金属類、古紙類などの売払金でございます。その 2 つ下の再商品化合理化拠出金 642 万 1,000 円につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金で、主にペットボトル分でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。10 ページをお願いいたします。まず、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費 31 万 6,000 円につきましては、議員報酬と費用弁償を計上しているところでございます。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、1 億 5,223 万 2,000 円を計上しているところでございますが、主なものを節でご説明いたします、

まず、節 1 報酬 1,452 万 4,000 円につきましては、会計年度任用職員 7 名分と情報公開・個人情報保護審査会委員 5 名分の報酬でございます。その 2 つ下の節 3 職員手当等 529 万 2,000 円のうち、期末手当 269 万 2,000 円につきましても、会計年度任用職員に伴うものでございます。

続きまして、11 ページになりますが、節 8 旅費 35 万 9,000 円のうち費用弁償 22 万 6,000 円につきましても、会計年度任用職員に伴うもので、通勤手当に相当するものでございます。また、その下の費用弁償 3 万 3,000 円につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員の費用弁償でございます。

次に、節 12 委託料 1,619 万 9,000 円でございますが、主なものについてご説明いたします。説明欄の上から 2 つ目でございますが、施設管理委託料 553 万 9,000 円につきましては、施設の消防設備保守点検費用、それから夜間警備、それから清掃等の管理費を計上しているところでございます。その下の周辺緑地管理委託料 875 万 6,000 円につきましては、搬入道路を含む両施設周辺の樹木等の年間管理費でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金 3,649 万 9,000 円でございますが、主なものについてご説明いたします。派遣職員負担金 3,638 万 1,000 円につきましては、5 名の派遣職員人件費相当分でございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。節 24 積立金 7,000 万 1,000 円でございますが、これは施設解体基金積立金の元金 7,000 万円と積立金の利子 1,000 円でございます。

次の項2 監査委員費、目1 監査委員費 2 万 9,000 円につきましては、監査委員の報酬と費用弁償でございます。

次に、款3 衛生費、項1 清掃費、目1 溶融施設運営費につきましては、9 億 6,849 万 8,000 円を計上しているところでございますが、主なものを節でご説明いたします。13 ページの節12 委託料 9 億 4,549 万 6,000 円の内訳につきまして、まず、説明欄の施設運転管理業務委託料 8 億 3,589 万 1,000 円となっておりますが、この令和5 年度の運転管理委託料につきましては、例年とは違いまして、特殊なものとなっておりますので、計算方法について若干ご説明させていただきたいと思っております。こちらにつきましても、別冊の議案説明資料の15 ページをお願いいたします。

令和5 年度につきましては、11 月14 日までしか溶融資源化センターには、ごみが入ってきませんので、それに対応した委託費ということになります。この表を見ていただきますと2 階建てになっておりまして、まず、2 階の部分でございますが、合計が7 億 252 万 2,200 円となっております。これは先ほど令和4 年度の物価変動等を見込んだ補正で出しました年間委託料 10 億 8,245 万 1,300 円の日割ということで、228 日分ということになります。

次に、その下のほうになりますけれども、設備休止措置という1 階部分でございます。こちらが先日になりますけれども、事前説明会でご説明しました施設の終了業務にあたる部分でございます。まず、4 の作業費といたしまして6,218 万 7,000 円、5 の人件費といたしまして7,506 万 3,000 円、6 の用役費といたしまして3,331 万 4,000 円。合計の1 億 8,762 万 400 円となっております。

あと、その下のほうの地下部分といいますか、そちらのほうになりますけれども、7 の技術者設置費 74 万 8,000 円となっております。これはボイラー・タービン主任技術者を委託業者をお願いしているものでございます。それから、8 のスポット補修精算とありますけれども、これについては、飛灰乾燥設備積上げ精算ということで、飛灰乾燥設備には、総額で2 億円ほど支払いをしております。これにつきましては、部分的に毎年更新をしております、これを積上げたところ、最終的には1 億 5,000 万円ほどかかる見込みで、税込み5,500 万円をお返ししてもらうということで、マイナス5,500 万円を委託費から差し引いてもらうという形で、これら1 番から8 番までの合計ということで、8 億 3,589 万 600 円ということでございます。

それでは、また予算書に戻っていただきたいと思っております。13 ページをお願いします。委託費の2 段目底ごみ運搬業務委託料、681 万円につきましては、溶融資源化センターの終了業務において、ごみピット内の底ごみを搬出するための委託料でございます。その下の飛灰運搬処理業務委託料 6,984 万 4,000 円につきましては、飛灰の運搬及び処理を委託しているもので、これについても稼働日数の減少に伴い、前年度に対して約3,000 万円ほどの減となっております。その3 つ下から3 項目につきましては、焼却施設解体工事関連に伴う委託料でございます。まず、土地利用履歴調査業務委託料につきましては、令和3 年度に実施をいたしました地歴調査の追加分ということで、26 万 4,000 円を計上しているところでございます。その下の土壌汚染状況調査業務委託料につきましては、地歴調査に基づく表層の土壌調査でサンプリング箇所として、118 ポイントになりますけれども、840 万円を計上しているところでございます。その下の解体工事設計等業務委託料につきましては、炉内部の付着物等の事前調査で1,100 万円を計上しているところでございます。

次に、節 14 工事請負費につきましては、溶融資源化センターの設備休止に伴い、高圧幹線切替工事及び上水切替工事で 1,997 万 6,000 円を計上しているところでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金として伊賀市環境保全負担金 54 万 5,000 円を計上しております。これは、伊賀市への飛灰処理に対する負担金でございますが、トン当たり 1,000 円の負担金ということで 545 トン分を計上しております。

次に、目 2 リサイクルプラザ（処理棟）運営費、2 億 4,194 万 3,000 円でございますが、これは粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理に係る費用でございますが、その主なものといたしましては、節 12 委託料の施設運営管理業務委託料 1 億 7,361 万 3,000 円で、25 名分の人件費相当分でございます。

続きまして、14 ページをお願いいたします。節 18 負担金補助及び交付金として倉敷市環境保全負担金 2 万 1,000 円を計上しております。これは、倉敷市への乾電池処理に対する負担金でございますが、トン当たり 500 円の負担金ということで、42 トン分を計上しております。

次に、目 3 リサイクルプラザ（プラザ棟）運営費 297 万 7,000 円につきましては、リサイクルプラザで実施をしております啓発事業や、施設の管理費用を計上しているところでございます。

次に、款 4 予備費でございますが、800 万円をお願いしているところでございます。

15 ページ以降につきましては、予算に関する調書と給与費明細書でございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたしたいと思っております。予算書の 4 ページにお戻りいただきたいと思っております。第 2 表債務負担行為の表でございます。まず、土壤汚染状況調査業務でございますが、令和 6 年度の限度額 360 万円をお願いしております。これは、令和 5 年度からの 2 カ年事業で、令和 5 年度分と合わせると、1,200 万円ということになります。次の、解体工事設計等業務でございますが、こちらも令和 6 年度の限度額 1,100 万円をお願いしております。こちらも令和 5 年度からの 2 カ年事業で、令和 5 年度分と合わせますと、2,200 万円ということになります。この 2 つの事業のうち、解体工事設計等業務につきましては、循環型社会推進交付金の対象事業となりますので、事業費の 3 分の 1 が国から交付金として交付される予定でございます。

以上を持ちまして、議案第 7 号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

### **松隈清之議長**

これで説明が終わりました。これより質疑を行います。平野議員。

### **平野達矢議員**

2 点ほど理解しておりませんので、行政財産の使用料 36 万くらいやったかな。これは何の部分ですかね。それから、もう 1 つ、令和 5 年度の溶融施設の委託料で、この間の説明会ではごみの搬入が 11 月いっぱいということで聞いたつもりです。この委託料の計算では 11 月 14 日までということになっておりますけども、どんなかなと思ってですね。2 本です。

### **平野健一事務局長**

平野議員にお答えいたします。ごみの搬入、こちらへの搬入については、11 月 14 日までとなっております。炉を動かす期間がありますよね。こちらのほうに入ってきますので、その前のごみもありますので、それを完全に燃やしてしまうのが 11 月いっぱいまで終わらせてしまうということになってます。

土地の貸付収入の件だったと思います。これにつきましては、まず携帯電話の基地局、ちょうど水道企業団のタンクの北のほうに建っております。あその部分と、それから紀水苑の立て看板がございます。これは、川久保線から紀水苑のほうに上っていくところに看板があります。それと、電柱の敷地です。電柱が5本と支柱が3本、それから支柱が1本、それから支線の支柱が1本ということで、これについては、ずっと搬入道路を登っていきまして、こちらの溶融のほうまで線を引っ張っておりますけども、それに関する電柱の敷地の分でございます。あと、搬入道路の法面部分ということで、これは駐車場としてお貸しをしてるんですけど、これについては、ちょうどこの道を鳥栖方面に行って、川久保線に出ますよね。そこに車屋さんがあります。車さんが何台も止めてありますけども、その駐車場としてお貸しをしております。その合計が31万5,000円になります。よろしいでしょうか。

#### **平野達矢議員**

紀水苑の看板が含まれているということですよ。公共用地に建てることは妥当なのかどうか。私はちょっと不思議ですけども、私は本来あるべき姿ではないと考えます。駐車場はわかりますよ。車屋さんに駐車場を貸してるのは余ってるのは貸すということはいいのでしょうか、看板を建てるのが妥当なのか、執行部の考え方をお答えいただきたい。

#### **岡毅管理者**

行政であれば、普通財産、行政財産ということで、今回の組合としての財産は、どう見るかということも含めて、法律的なところの視点から、行政的なほうからの視点からの精査をしたいというふうに思っております。その結果、議員の皆さんにお伝えしたいというふうに思っております。

#### **平野達矢議員**

わかりました。

#### **松隈清之議長**

他にございますか。

#### **伊藤克也議員**

今回、13ページの解体工事設計業務委託料1,100万円が計上されてます。直接この金額に関することではないんですが、先ほど説明があったように、5年度6年度に向けて設計をやって、その後解体につながっていくというふうに思います。令和8年度に解体を終わるとのことだと思んですが、解体後の跡地の利用活用について、1市2町で、例えば売却をして資産を分配するとか。もしくは、みやき町さんで何か跡地の再利用活用等を考えてらっしゃるのか、現時点での回答でかまいませんので、何かございましたら回答をお願いしたいと思います。

#### **岡毅管理者**

解体のスケジュールというのは、議員の皆さま方にも説明しているところでございますが、跡地利用につきましては、これからしっかり組合の中で議論していきたいというふうに考えております。当然、解体スケジュールに合わせての協議となってきますので、基本的に組合につきましては、財産を処分するところまでが組合の使命ということになっております。では、財産を処分するということがどこまでのことなのか、ということも含めて、組合の中で議論する。もしくは、組合としては一旦財産処分に至った後で、1市2町で協議を継続する。いろんな方法があるかと思っておりますので、そういったところを構

成市町で協議をしていきたいというふうに検討しているところでございます。以上です。

#### **伊藤克也議員**

時間があるようでないような気がしますし、その辺はしっかり検討を詰めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、目を見た印象というか今回、焼却施設を解体される。まだこの管理棟もあるわけですね。それから森林というか、そういった部分も含まれるんだらうなというふうに思うんですね。よかったら、その辺の図面でもいいですし、何か、わかりやすい資料等がそろえば今後のためにも有効になるのかなと思いますので、もし、間に合えば早急にいただきたいんですが、間に合わなければ、また次回にでもそういった資料を揃えていただくと非常にありがたいなと思いますので、要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **岡毅管理者**

ありがとうございます。そうですね、資料につきましては、手配しましてお渡しするようにいたします。跡地につきましては、焼却施設とリサイクル施設と時間にずれがございます。焼却施設は今年の11月でストップして、解体に入った後は跡地という形になりますが、リサイクル施設につきましては、令和11年までで、そこからどうするのかという形になります。既存の建物をそのまま使うのかどうかというところを含めて、少し時間にずれがあります。なおかつ、焼却施設のほうについては、地元とのお約束で数年間はモニタリングをするというお約束になっておりますので、うまいことそのスケジュールを合わせていく必要がありますから、ぜひそこを皆さんと一緒に検討していきたいと思っております。

#### **伊藤克也議員**

1点確認なんですけど、この焼却施設の部分と、リサイクル施設の部分は、別途考えることも可能なのか、それとも一体的にそこは考えて対応していくほうがいいのか、その辺の整理とかはどのように考えていたらいいですか。

#### **岡毅管理者**

組合の財産としては、全てがリサイクル施設も焼却施設も土地、建物等々組合の財産になりますので、組合として考える対象としては、両方ともになります。ただ、その中で区切って考えていくのか、一体的に考えていくのかというのは、今後の協議のあり方になってくるかと思っております。以上です。

#### **伊藤克也議員**

わかりました。

#### **松隈清之議長**

岡管理者、先ほどの資料は次の議会まででいいんですかね。それともその前に各議員に配られるんですかね。

#### **平野健一事務局長**

次回でいいですか。

#### **松隈清之議長**

では、そのようにお願いします。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。議案第7号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、令和5年2月鳥栖・三養基西部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

**午後2時30分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 隈 清 之

議 員 飛 松 妙 子

議 員 大 川 隆 城